



さくてい
策定しました!

あ き たか た し しょう がい ふく し けい かく 安芸高田市障害福祉計画

しょう がい ふく し けい かく だい き しょう がい じ ふく し けい かく だい き
～障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)～
へい せい ねん ど ねん ど がい よう ぼん
(平成30(2018)年度～32(2020)年度)【概要版】

しょう がい ふく し けい かく しょう がい じ ふく し けい かく 障害福祉計画・障害児福祉計画とは



あ き たか た し あ き たか た し しょう がい ふく し けい かく しょう がい じ ふく し けい かく だい き しょう がい じ ふく し けい かく だい き さくてい
安芸高田市が、安芸高田市障害福祉計画～障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)～を策定し
たみたいだね。この計画はどんな計画なの?



しょう がい ひと り よう ふく し し えん たい せい じ ゅ う じ つ と り く み せ い か も く ひ よ う か く み
障害のある人が利用する福祉サービスや支援体制の充実に向けて、取組の成果目標や各サービスの見
こ り よう て い き よ う たい せい さだ けい かく しょう がい ふく し けい かく しょう がい じ ふく し けい かく
込み量、提供体制について定める計画です。「障害福祉計画」は障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は
じ どう ふく し ほう こん き ゃ ほう けい かく けい かく いっ たい て き さくてい けい かく き かん へい せい ねん
児童福祉法を根拠法とする計画で、2つの計画を一体的に策定しました。計画期間は平成30(2018)年
度から平成32(2020)年度までの3年間となっています。

けい かく き ほん り ねん 計画の基本理念



けい かく き ほん り ねん だい じ あ き たか た し しょう がい じ ゃ き ほん り ねん う つ か き
計画の基本理念は、「第2次安芸高田市障害者プラン」の基本理念をそのまま受け継いで、下記のとおり
せってい ひ つづ しょう がい う む たが じん かく こ せい そん ち ょ う あん しん く
設定します。引き続き、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことが
できる社会づくりを目指します。

けい かく き ほん り ねん
計画の基本理念

— わがまちで・ともに・じぶんらしく —
「輝いて暮らす安芸高田」

せい ど かい せい がい よう 制度改正の概要



しょう がい じ ゃ ふく し かん せい ど
障害者福祉に関する制度がど
か
のように変わるの?



あら しょう がい ふく し
新たな障害福祉サービスがで
きたりサービスの対象範囲が
たい し ょ う はん い
広がったりして、生活と就労に
ひろ せい かつ し ゅ う ろ う
対する支援の一層の充実が図
たい し えん いっ そ う じ ゅ う じ つ ほ か
られます。また、障害児支援に
しょう がい じ し えん
についても計画的な整備を進め
けい かく て き せい び すず
ていくよう定められました。

しょう がい じ ゃ そ う じ ゅ う し えん ほう お よ じ どう ふく し ほう い ち ぶ かい せい ほう り つ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 自立生活援助の創設
- (2) 就労定着支援の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

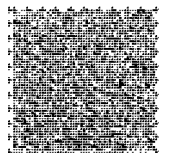
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

おん せい め ふ じ ゅ う か た じ ゅ う ほう て い き ょ う も く て き
これは音声コードです。目の不自由な方への情報提供を目的としています。



統計データとアンケートからみる現状



このページでは、障害のある人を取り巻く現状について、統計データとアンケート結果から紹介しているんだね。

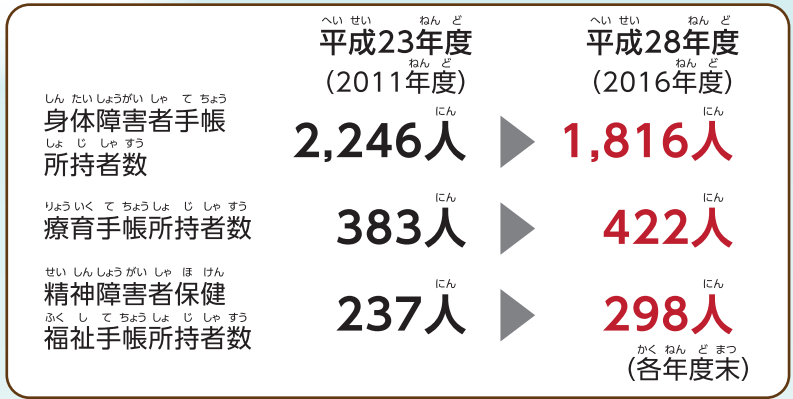


アンケート調査は、障害のある18歳未満の方の保護者を対象とした調査と、障害のある18歳以上の方を対象とした調査の、2つのアンケート調査を実施しました。

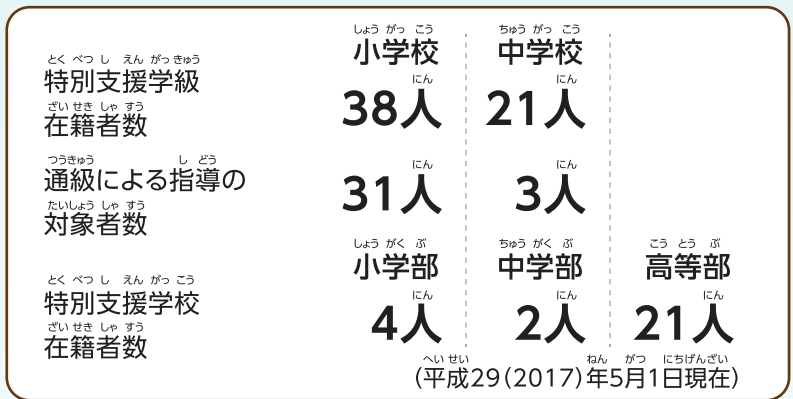
① 統計データ



種類ごとの手帳所持者数は、右のとおりです。
療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持する人が、ここ5年間で増加していることがわかります。



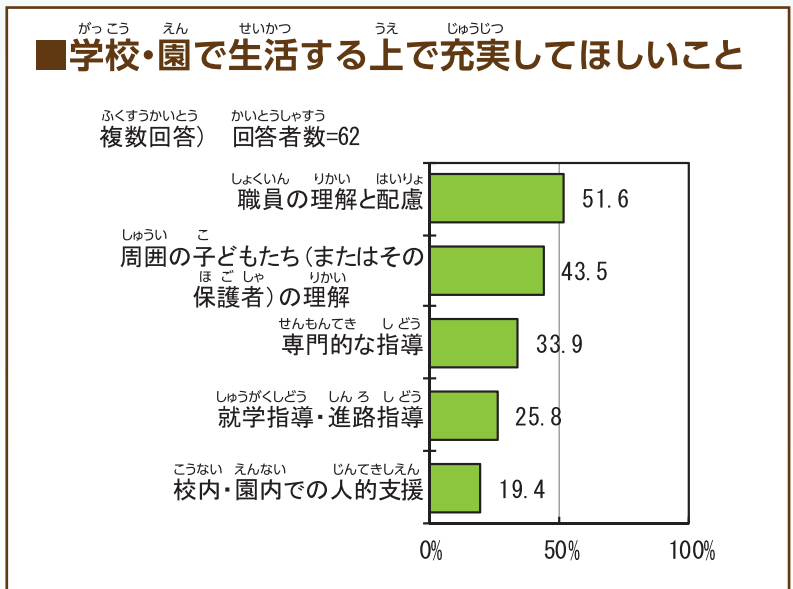
特別支援学級に在籍する児童の数は、小学校で38人、中学校で21人、通級による指導の対象者数は、小学校で31人、中学校で3人です。特別支援学校に在籍する児童の数は、小学部が4人、中学部が2人、高等部が21人となっています。



② 18歳未満アンケート調査結果(一部抜粋)



学校・園で生活する上で充実してほしいことは、「職員の理解と配慮」が51.6%で最も高くなっています。職員や周囲の子どもたちの理解を求める割合が高いことがうかがえます。

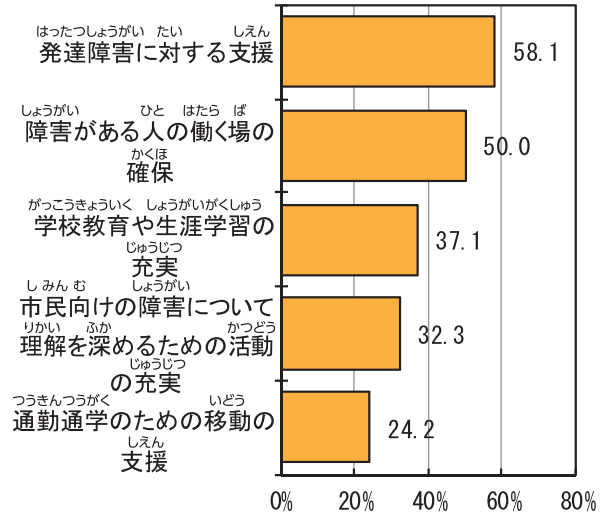




今後、役所(国・県・市)に最優先で
 取り組んでほしいことについて、
 「発達障害に対する支援」が
 58.1%、「障害がある人の働く場
 の確保」が50.0%でもに多くの
 方が希望されています。

■今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいこと

複数回答) 回答者数=62



③ 18歳以上アンケート調査結果(一部抜粋)



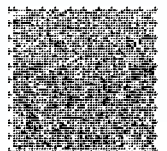
就労支援では配慮のある設備の整備や周囲の理解、役所に取り組んでほしいことでは、年金・手当などの充実や働く場の確保が、割合として高くなっています。

■必要と思う障害者就労支援

	身体障害者(回答者875人)	知的障害者(回答者121人)	精神障害者(回答者128人)
1位	障害のある人に配慮した設備が整っていること(27.3%)	障害に対する周囲の理解があること(40.5%)	障害に対する周囲の理解があること(37.5%)
2位	障害に対する周囲の理解があること(21.6%)	就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること(25.6%)	就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること(32.8%)
3位	就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること(20.2%)	賃金が充実していること(24.8%)	障害のある人に配慮した設備が整っていること(28.1%)

■今後、役所(国・県・市)に最優先で取り組んでほしいこと

	身体障害者(回答者875人)	知的障害者(回答者121人)	精神障害者(回答者128人)
1位	年金・手当などの充実(34.2%)	障害がある人の働く場の確保(31.4%)	年金・手当などの充実(43.8%)
2位	障害のある人に配慮した建物や交通機関の整備(26.2%)	年金・手当などの充実(29.8%)	障害がある人の働く場の確保(34.4%)
3位	医療費の負担軽減(22.7%)	障害のある人に配慮した建物や交通機関の整備(24.8%)	医療費の負担軽減(27.3%)



計画の成果目標



計画期間である3年間での達成をめざす数値目標を設定しているんだね。



5つの項目で成果目標を設定しています。それぞれに、「達成に向けた取組方針」も記載しています。達成に向けて、評価・検証を行いながら、取組を進めていきます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

達成に向けた取組方針

◇グループホームの整備 ◇自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進と訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制確保 など

成果目標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ふくし し せつにゆうしょしゃ すう 福祉施設入所者数	96人 (H28 (2016) 年度末)	94人 (H32 (2020) 年度末)
ち いきせいかつ い こう しゃすう 地域生活移行者数	—	9人 (H32 (2020) 年度末まで)

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

達成に向けた取組方針

◇自立支援協議会等、既存の協議会を活かす形での協議の場設置

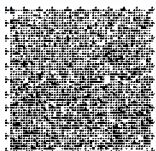
成果目標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ほ けん いりよう ふくし かんけいしゃ 保健・医療・福祉関係者による きょうぎ ば せつち 協議の場設置	—	市単独で設置 (H32 (2020) 年度末)

3. 地域生活支援拠点等の整備

達成に向けた取組方針

◇必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」での整備
◇整備にあたっては自立支援協議会を十分に活用し、地域の実情や課題に適した体制を構築する

成果目標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ち いきせいかつ し えん きょ てん とう 地域生活支援拠点等の整備か所数	—	2か所 (H32 (2020) 年度末)



4. 福祉施設から一般就労への移行

達成に向けた取組方針

- ◆ 基幹相談支援センターへの就労相談員の配置
- ◆ 自立支援協会を通じた関係機関の連携強化と就労支援ネットワークの構築
- ◆ 障害者の一般就労先の確保や就労先における障害者理解の促進
- ◆ 一般企業の職場体験実習の充実
- ◆ 就労移行支援事業所の確保と就労定着支援事業所の確保
- ◆ 障害者就労施設等の受注機会の拡大 など

成果目標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
福祉施設利用者からの 一般就労移行者数	4人 (H28(2016)年度)	6人 (H32(2020)年度)
「就労移行支援事業」利用者数※	11人 (H28(2016)年度末)	5人 (H32(2020)年度末)
就労移行率が3割以上の事業所数	—	1事業所 (H32(2020)年度末)
就労定着支援事業による 支援開始1年後の職場定着率	—	80% (H32(2020)年度末)

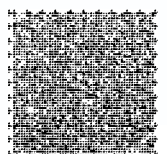
※平成29(2017)年度から利用者数が大きく減少している実態を踏まえ、平成29(2017)年度当初利用者数4人を基準として2割以上増加を目標値とする

5. 障害児支援の提供体制の整備等

達成に向けた取組方針

- ◆ こども発達支援センターと連携した早期療育支援体制の強化
- ◆ 児童発達支援センター設置に向けた整備方針の協議
- ◆ 障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携可能な体制の構築
- ◆ 保育所等訪問支援の提供体制の検討
- ◆ 重度心身障害児の支援体制について圏域を含めた検討
- ◆ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置検討 など

成果目標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
児童発達支援センターの 設置数	—	1か所 (H32(2020)年度末)
保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	—	構築 (H32(2020)年度末)
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数	—	1か所 (H32(2020)年度末)
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置数	—	1か所 (H32(2020)年度末)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の 関係機関が連携を図るための 協議の場の設置	—	設置 (H30(2018)年度末)



サービス見込量



サービスごとに、3年間の見込量を設定しているんだね。



障害福祉サービスや障害児通所支援がどのくらい利用されるかを見込み、見込量を提供するための体制整備についても取り組んでいきます。

訪問系サービス

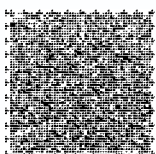
サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	時間/月	586	586	586
	人/月	38	38	38
重度訪問介護	時間/月	60	60	60
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	15	15	15
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	50	50	50
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
訪問系サービス計	時間/月	711	711	711
	人/月	42	42	42

居住系サービス

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	67	70	72
	総定員数	199	199	199
施設入所支援	人/月	96	95	94

相談支援

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	人/月	36	37	38
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	5	5	5



◆日中活動系サービス

サービス名	単 位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	人日/月	1,939	1,977	2,015
	人/月	103	105	107
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	83	83	83
	人/月	5	5	5
就労継続支援A型	人日/月	1,588	1,588	1,588
	人/月	74	74	74
就労継続支援B型	人日/月	2,346	2,346	2,346
	人/月	120	120	120
就労定着支援	人/月	4	5	6
療養介護	人/月	14	14	14
短期入所(福祉型)	人日/月	95	95	95
	人/月	11	11	11
短期入所(医療型)	人日/月	7	7	7
	人/月	1	1	1

しょうがい じ つうしよ がか

◆障害児通所に係るサービス

サービス名	単 位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人日/月	95	95	95
	人/月	12	12	12
医療型児童発達支援	人日/月	30	30	30
	人/月	2	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	596	607	618
	人/月	55	56	57
保育所等訪問支援	人日/月	0	2	4
	人/月	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	4	4
	人/月	0	1	1
障害児相談支援	人/月	12	12	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ配置数	人	0	0	1



ち いきせい かつ し えん じぎょう
地域生活支援事業

事業名		単 位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動 支援事業	ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	実施事業所か所数	1	1	1
		延べ利用件数(件/年)	50	50	50
相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所数	3	3	3
		設置の有無	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		利用件数(件/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通 支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
	手話通訳者派遣事業	延べ利用件数(人/月)	3	3	3
	要約筆記者派遣事業	延べ利用件数(人/月)	3	3	3
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数(件/年)	1	1	1
	自立生活支援用具	利用件数(件/年)	3	3	3
	在宅療養等支援用具	利用件数(件/年)	7	7	7
	情報・意思疎通支援用具	利用件数(件/年)	3	3	3
	排泄管理支援用具	利用件数(件/年)	778	778	778
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数(件/年)	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		講座回数(回)	20	20	20
		講座修了者数(人/年)	5	0	5
移動支援事業		利用時間(時間/月)	12	12	12
		利用者数(人/月)	3	3	3
地域活動支援センター事業(市内)		か所数(か所)	1	1	1
		利用者数(人/月)	15	15	15

※必須事業について掲載



安芸高田市は、「地域共生社会」の実現を目指しているんだよね。



障害者が支えられる側であるとする一方的な関係でなく、障害者が他の市民を支えたり一緒に社会を支えあったりという相互の関係づくりや、個性や価値観の違いを認め合う地域コミュニティの形成を、市民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えています。

安芸高田市障害福祉計画【概要版】

発行:安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地
TEL:0826-42-5615 FAX:0826-42-2130
発行年月:平成30(2018)年3月

